

「神戸市立淡河小学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月 改定
神戸市立淡河小学校

はじめに

淡河小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下 「淡河小学校基本方針」という。）を策定する。

1 いじめの防止等の基本的な姿勢

本校は、淡河小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめ問題の根本的な解決に向けて取り組む。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめの基本認識＞

（「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会）

- ・いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ・けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめの問題は、教職員全員が情報共有する。
- ・暴力を伴わないいじめであっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせうることを理解しておく。

3 教職員の姿勢

- ・学校教育目標である「人間性豊かな児童の育成」に基づき、他人と協調し、他人を思いやる心など児童の豊かな人間性の育成を目指す。
- ・全ての児童が、自分の居場所を感じられ、学校生活を安全・安心に送れるよう努める。
- ・いじめの問題に対して、全職員で「未然防止」「早期発見」「早期対応」に努める。
- ・日々の授業や学校での行事などで、児童一人一人が活躍できる場をつくる。
- ・いじめの兆候を見逃さないように、アンテナを高く保ち、教職員で積極的に児童の情報を共有する。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を、様々な場面で児童に伝える。
- ・いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせる問題であるという認識をもつ。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞き、日々の指導に生かす。

4 学校における「いじめ防止」等の対策のための組織づくり

校内いじめ問題対策委員会

淡河小学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的におこなうため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・校内いじめ問題対策委員会は、全職員をメンバーとし、いじめ発生が確認されたとき、ただちに会を開き、今後の対応方針を決める。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題を成長支援の観点から解決していけるよう、具体的な対応方針を定める。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- ・個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、情報共有に努め、組織で対応していく。
- ・幼・小・中間の指導体制及び指導内容の共有に努めるとともに、共通の取り組みを通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有する
- ・SSW(スクールソーシャルワーカー)を家庭とのパイプ役として有効活用する。
- ・問題の発生を予防したり、児童の適応や自己成長を援助したりするため、教職員がスキル演習を通して、「育てる教育相談」の考え方や実際の手法を学ぶ。

5 いじめ発生時の対応

いじめ発生 ⇒ 校内いじめ問題対策委員会を開く。 ⇔ 事実を確認する。

今後の対応方針を決める。



該当児童指導 ⇒ 該当児童の保護者に事実・指導経過報告・連絡・相談

校内いじめ問題対策委員会の方針にそって、該当児童の継続指導、該当児童の保護者との経過報告・連絡・相談・指導、他の児童（第三者なしの原則に立って）への指導を行う。

〈状況に応じた関連機関との連携〉

- 神戸市教育委員会
（教育相談指導室・各教育相談所・学びの支援センター等）
- 淡河小学校PTA
- 淡河好徳幼稚園
- 淡河中学校
- 淡河児童館
- 適応指導教室（くすのき教室）、自立支援教室（あじさい）
- こども家庭センター、福祉事務所、子育て支援室
- 保健所、こころの健康センター
- 病院、診療所
- 有馬警察署安全生活課・少年係
- 神戸市立青少年育成センター
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー（福祉の専門家）
- 少年サポートセンター
- 民間団体・民間施設

6 基本的な対応方針

未然防止

- ・全職員で児童や学級の様子を知る。
- ・互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくりをする。
- ・命や人権を尊重し豊かな心を育てる。
- ・授業参観や学級懇談会などを通じて、保護者や地域の方への働きかけを行う。
- ・全ての教職員の共通理解を図るために、いじめ問題に関する校内研修を実施する。
- ・保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校指導体制の整備を推進する。
- ・外国とのつながり、性の問題、災害や事故により被災した児童生徒など、特に配慮を要する児童生徒への適切な支援を行う。また、親元を離れて施設で生活していたり、生活した経験があったりする児童生徒に対しても、背景を十分に理解した上で必要な支援を行う。

早期発見

- ・日常の児童の様子を全職員で見守り、気付いたことを共有する。
- ・様子に変化の感じられる児童には、積極的に声掛けを行う。
- ・児童の立場に立って考えたり、共感的に理解したりするように努める。
- ・児童が安心して心を開き、相談しやすい雰囲気と体制づくりに努める。
- ・定期的なアンケートの実施や学校生活の状況の把握等を通して、いじめの早期発見に積極的に取り組む。
- ・保護者や地域の方の協力を得て、児童の気になる言動があれば、学校に連絡が入る体制作りを推進する。

早期対応

- ・いじめの兆候に気付いたときには、早急に事実関係の把握に努める。
- ・いじめを受けた児童やそれを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・関係児童双方、周囲の児童から事情を聞き取り、詳細を確認した上で、職員で情報共有し、組織的に対応する。
- ・いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちにも気付かせる。それと同時に、いじめた児童が抱える問題にも目を向ける。

7 いじめの解消について

いじめ解消の2要件

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の間継続している。
- ・いじめを受けた児童本人及びその保護者が心身の苦痛を感じていないこと。

継続した指導

- ・一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行い、教育相談、日記などで積極的にかかわり、その後の状況把握に努める。
- ・いじめられた児童に肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

8 インターネットやソーシャルメディアを利用したいじめへの対応

(1) 未然防止

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努める。

(2) 早期対応

インターネットやソーシャルメディアを使いたいじめを認知した場合は、書きこみや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては、警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、速やかに事実関係を把握する。

(2) 調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適切な方法で説明する。

10 その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜淡河小基本方針を見直し、必要があると認められるときには改定をする。